

文化芸術の基本的な考え方

① 人権としての文化

文化の基礎は「人権としての文化権」です。世界人権宣言(1948)には、「すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。」(第27条, 1)とあり、国際人権規約(1976)には、「文化的生活に参加する権利」(第15条 a)が定められています。一方、日本国憲法では、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」(第25条)とあり、さらに文化芸術基本法(2017)では、「文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。」(第2条3)とされています。

人権とは、人間は誰でも尊厳をもって遇され、いかなる属性にもかかわらず、基本的な市民権は平等に保証されるということ、人間として生活するための条件に不足する面があるときは、これを社会が支えるということです。このような、人間相互の関係性が、人間への深い信頼が文化の基本にあります。また、人々の持つ固有の文化(たとえばマイノリティの文化)を相互に尊重し、敬意を払うことも文化権から導かれます。

これらの文化権を実現していくためには、人々の学習(練習)する権利、創造し表現する権利、交流しコミュニケーションする権利、文化の成果を保存し継承していく権利等が確立されなければならず、これらを実現できる環境を社会が整える必要があることを意味しており、社会(行政)として文化芸術を支援する根拠となります。

②アームスレングスの原則

アームスレングスの原則とは、文化や芸術に関して、政府は「支援はするが口出しはしない」という原則で、今では国際的に確立された原則です。これは、政府と文化芸術団体・アーティストの間に一定の距離(アームスレングス)を保ち、文化芸術活動への政治的な恣意性を排除しようという考えです。これは、文化芸術が政治的に利用されてきた苦い歴史から出てきた原則です。この原則によれば、文化芸術の表現内容は政府によって(予算や補助金等を通して)規制されることなく、自由な発想を以て創造を行うことができるため、多彩かつ質の高い成果を得られることとなります。創造活動の内容については、長いスパンで市民に評価されるべきです。

③アウトリーチ活動

人々の中には、さまざまな条件により(たとえば、高齢である、障がいを持っている、介護等に携わっている、子育て中である、貧困である、十分な学習を受けることができなかった、劇場・美術館等から遠い、子どもである、等々)のため文化芸術にふれることができない人が多くあります。また、文化芸術自体を生活の中にも入れることのできていない人も多くあります。文化は基本的人権であることから、それらの人に近づき、壁を開いて、文化芸術を届ける必要があります。そのような活動をアウトリーチといい、たとえば、福祉施設、病院、学校・保育所、公共施設、地域など高齢者、障がい者、子ども、子育て中の親等の居る場所に出かけていき、そこで、文化

芸術を提供していく活動です。

このことにより、文化芸術団体・アーティストは、それらの人々に文化芸術の精華を提供するとともに、SDGsの基本理念である「誰も取り残さない」に則る社会包摂（ソーシャルインクルージョン）を図るといふ面とともに、それらの人々から実に多くを学ぶ事ができ、自身の文化芸術を大きくステップアップすることができるという面があります。

アウトリーチ活動とは逆に、そのような人々を劇場・ホール、美術館・博物館等に来ていただき（移動手段の確保、廉価な料金等に配慮し）文化芸術に触れてもらったり、創造に参加・参画し手もらう音もあり、それをインリーチと呼ぶこともあります。

④文化芸術の領域の拡張

文化芸術基本法には、「文化芸術に関する施策の推進に当たっては…中略…観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。」（第2条10）とあり、また、「国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。」（第32条2）とあります。これらは国に課された義務ですが、これらの条文の意味するところは、現代では、文化芸術の対象・活動範囲は非常に広がっているということで、福祉や医療の現場で、文化芸術が大きな役割を果たすことが期待されてうるといふことです。

これも、文化芸術のあり方が大きく広がっていく契機にもなると考えられます。

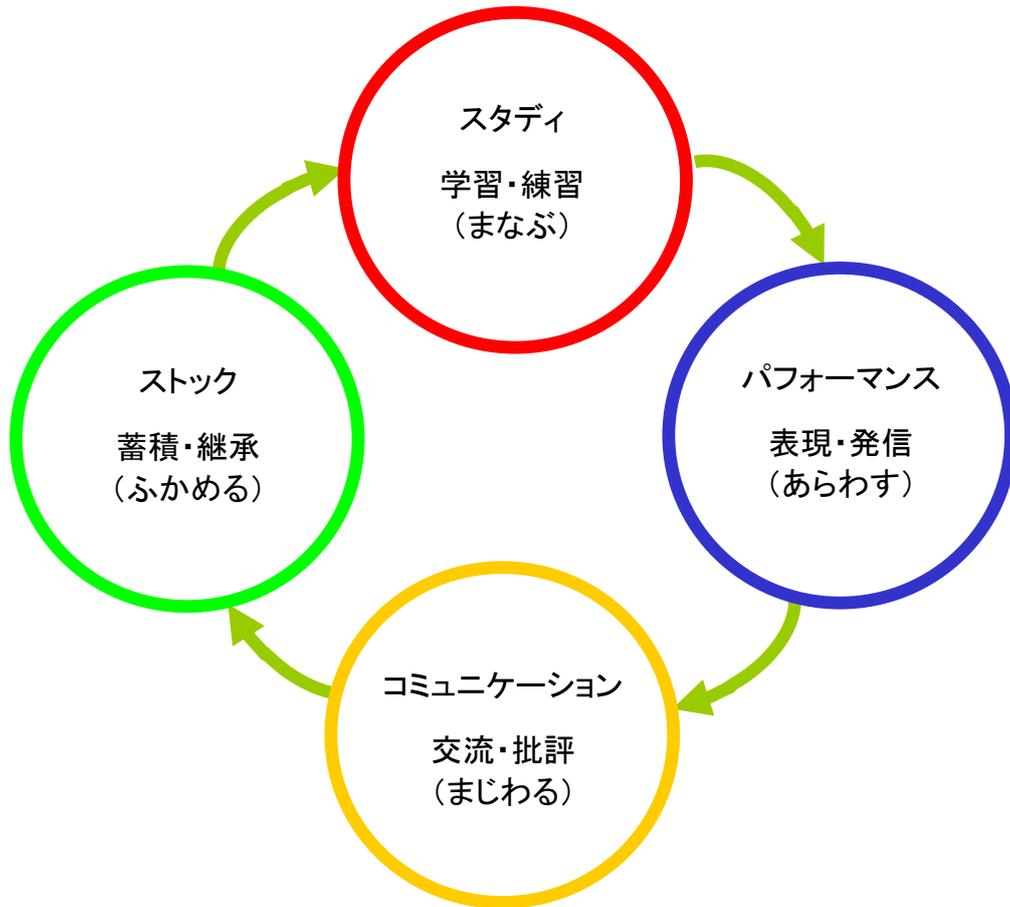
⑤文化協働

多様な主体（含行政）が協力・連携しながら適切な役割分担のもと社会を運営し、社会的課題に取り組むという「協働」が確立されてきています。これは、共通の課題=目標に向かって、多様な主体が対等の関係でそれぞれが持っている力を発揮することによってより大きな成果（解決）を生み出すための仕組みです。文化振興（文化のまちづくり）においては、市民が主体であることから、文化芸術団体やアーティストと行政、企業等とともに協働関係をつくることによって、それぞれの持つ資源を有効に活用し、よりよい成果をあげることができると考えられます。

⑦文化のサイクル

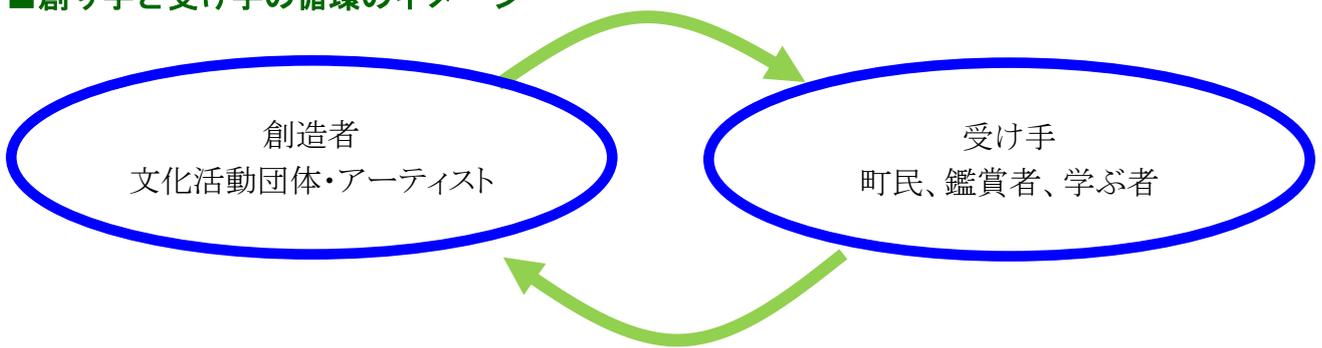
文化活動には、「学習・練習」、「表現・発信」、「交流・批評」、「蓄積・継承」の4つのステージ（段階）があり、次々にステージを変え、サイクルを描きながら継続的に向上していくと言われますが、それぞれのステージにあった文化政策が必要です。たとえば、学習・練習段階にある文化芸術団体・アーティストに対しては、練習の場を提供することによりステップアップを後押しし、その成果を表現・発表するステージに繋いでいけます。また、表現・発表段階にある文化芸術団体・アーティストに対しては、相互に交流し合い、評価（批評）し合う場やメディアを提供することによって表現・発表をふりかえり、更なるステップアップを誘発する施策が考えられます。このように、常に次のステージへ飛躍するための仕組みをつくっていく必要があります。

■文化のサイクル（循環）のイメージ



「舞鶴市文化振興基本計画」(2017) より
中川幾郎「分権時代の自治体文化政策」(2001) 勁草書房を参考

■創り手と受け手の循環のイメージ



■空間の往還のイメージ

